

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第23号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年5月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年9月17日付「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書 ・面談（事情聴取）記録 ・弁護士への相談記録 ・行政指導等の内容を決定した根拠資料 ・改善報告書（顛末書）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年6月3日、実施機関は、本件請求に係る令和3年9月17日付「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書のうち、面談（事情聴取）記録及び弁護士への相談記録について、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であることを理由として、条例第12条第3項に基づく公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年7月13日、審査請求人は、本件処分のうち面談（事情聴取）記録の公開を拒否したことを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年12月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

面談（事情聴取）記録について、「当該公文書を作成しておらず、文書が不存在であるため」として公開請求を拒否しているが、事情聴取を行っているのであれば、担当者等が保有している職務遂行情報等の開示を求める。

2 審査請求の理由

事情聴取の記録が、調査結果として記録されていないことは、通常あり得ない。記録がないということであれば、事情聴取が行われていないことを示すものであり、適正な調査が行われていなかったことになる。徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第35条の2第3項違反であり、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条にも違反している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件請求の対象となる公文書について、「〇〇建築士事務所に対する聴取記録」と特定した。

2 本件処分の理由について

国土交通省が示している工事監理ガイドラインの中で、工事と設計図書との照合及び確認の方法として、書類確認という方法が示されている。

書類確認とは、例えば施工している会社から建築士に報告が上がってきて、それをチェックする、あるいは建築士事務所の所員（必ずしも全員が建築士の資格を持っているわけではない。というのも、建築士の免許を受ける為には実務経験が必要であり、工事監理の実務もこれに含まれていることから、建築士がその全てを担わなくても、建築士がその指揮監督の下で補助者を使って、監理業務の一部を補助者が担うことが想定されている。）を補助者として使い、最終的には建築士の責任において工事監理をしていれば、必ずしも建築士自らが全てをやらなくてもよいということである。

当該建築士事務所に対し、建築士法（昭和25年法律第202号）に関する聴取を行ったところ、まさに上記の書類確認により工事と設計図書との照合及び確認が行われており、法令違反が認められず、処分に係る事案として軽微であったことから、県担当者は、口頭で聴取内容を課内共有したものであり、徳島県行政手続条例第35条の2第3項及び徳島県公文書管理規則第5条に抵触しない。

徳島県行政手続条例第35条の2第1項の規定により、法令に違反する事実がある場合において行政指導を求めることができるとされ、また、徳島県公文書管理規則第5条により、意思決定に当たり文書を作成して行うとあるが、これは同条第2号により、処分に係る事案が軽微なものを除くとされている。

以上により、本件請求の対象となる公文書を作成し、又は取得していないため、条例第7条の2に該当することから、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定を行ったものである。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、

おおむね次のとおりである。

実施機関の弁明において、「当該建築士事務所に対し、建築士法に関する聴取を行ったところ、法令違反が認められなかったこと、また処理に係る事案として軽微であったことから、県担当者は、口頭で聴取内容を課内共有した」と述べられているが、聴取記録がないのであれば、公正かつ有効な事情聴取が行われていないことを示すものであり、法令違反が認められなかったことを判断（意思決定）した根拠となる文書を作成しないことは、通常あり得ない。

審査請求人が公文書公開請求を行った理由は、以下の情報を入手し、事情聴取が公正に行われたかを確認するためである。

(1) 誰が（県の担当者）、いつ、どこで聴取したか〈実施者に関する情報〉

公正な事情聴取は、二人以上の担当者で行う必要がある。

(2) 誰（建築士等）に対して事情聴取を行ったか〈対象者に関する情報〉

審査請求人から建築指導室担当者（〇〇主任）に対して、建築士不在の（名義貸しと思われる）状況について書面にて申し出ているので、建築士本人からの事情聴取は必須であり、実施していなければ、当該建築士事務所の開設法人代表者（〇〇社長）からの弁明を鵜呑みにしただけであり、公正かつ有効な事情聴取を行ったとは言えない。

(3) どのような内容（不正行為関係事項等）を聴取したか〈聴取内容に関する情報〉

① 建築士が一度も工事現場に来ていない、中間検査完了検査にも立ち会っていない理由を聴取しているか。

② 建築士が中間検査完了検査に立ち会わず、当日はどこで、何をしていたのかを聴取しているか。

③ 建築確認申請等において建築主が選任した工事管理者となっているにもかかわらず、建築主と一度も会うことなく、竣工検査（住宅診断）の立会いや面会要求すら拒否している理由を聴取しているか。

④ 工事監理ガイドラインにおいて工事監理者自らが「立会い確認」を行うことになっているにもかかわらず、建築士が工事現場において「立会い確認」を行っていない理由を聴取しているか。

⑤ 無資格者（〇〇社長）が工事現場で監理を行い、建築士に報告する形式で工事監理を行っていたことについて、事務所で見たこともない建築士に「いつ、どこで、どのような方法で」報告を行っていたかを聴取しているか。

前任者（〇〇：二級建築士）が死亡するまでは、建築士が工事現場で工事監理を行っていたが、現任者（〇〇：二級建築士）に代わってからは建築士不在の状態となっている。

建築確認申請の代理者で、その他の設計者である〇〇一級建築士は、〇〇建築士とは面識がなく、〇〇の前社長（〇〇社長の父）に尋ねても、〇〇建築士とは面識がなく、建築士の「名義貸し」はよくあることと述べていることから、従業員の身分は有していても、実態は「名義貸し」である。

少なくとも上記(1)から(3)までの情報が記録されていないのであれば、有効な聴取とは言えず、欠陥住宅被害を拡大させないためにも、再度公正かつ有効な事情聴取を実施すべきである。また、再度実施するに当たっては、当該建築士事務所を訪問し、免許証等で本人確認を行ったうえで、〇〇建築士本人から事情聴取を行うとともに、勤務実態の解明も行うべきである。

建築指導室においては、〇〇建築士が〇〇の従業員であることについても〇〇社長の弁明を鵜呑みにし、審査請求人から依頼しなければ公的書類（雇用保険・社会保険の加入書類）での確認すら行っていなかった。公的書類で従業員としての身分が証明されなければ、建築士法違反（名義貸し）で刑事告発を行っていた事案である。また、従業員としての身分は有していても、勤務実態を解明するまでは違法性の有無を判断できない事案であるため、「処理に係る事案が軽微なもの」として徳島県公文書管理規則第5条第2号を適用する事案ではない。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年12月23日	諮問
令和5年8月23日 第2部会（第3回）	審議
同年 9月21日 第2部会（第4回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 10月26日 第2部会（第5回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

本件請求は、令和3年9月17日付で審査請求人が行った、処分等の求めの申出に対する、県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書の公開を求めるものである。

これに対し、実施機関は、〇〇建築士事務所に対する聴取記録を対象公文書として特定し、本件処分を行っている。この公文書の特定については、審査請求人は争っておらず、特に不合理な点は認められない。

審査請求において審査請求人は、実施機関が〇〇二級建築士事務所に対する聴取記録文書を不存在として、その公開を拒否したことを不服としているため、以下、聴取記録文書が存在するか否かについて検討する。

2 建築士法違反の有無について

審査請求人は、〇〇建築士事務所及び同事務所所属の二級建築士について、建築士法に違反する行為を行っているとして、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の3第1項の規定に基づき、建築士法上の監督処分及び懲戒処分をすることを求める申出を、徳島県知事（県土整備部住宅課建築指導室扱い）に対して行っている。

建築士法第3条の3は、木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならないとしている。

工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいい（建築士法第2条第8項）、「その者の責任において」とは、建築士が補助者を使う場合においても、建築士が責任者として、自分の責任において工事監理をするという意味であるとされている。

本件事案における工事監理について、実施機関が建築士事務所から聴取したところ、国土交通省が工事監理ガイドラインの中で工事と設計図書との照合及び確認の方法として示している書類確認の方法で行われていることが確認され、建築士法違反の事実は認められなかったということである。

3 公文書の保有の有無について

徳島県公文書管理規則第5条は、原則として意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならないとする一方で、処理に係る事案が軽微なものである場合は文書の作成を要しないこととしている。

本件事案においては、建築士法違反の事实在が認められなかったということであるから、処理に係る事案としては軽微であるとして、担当者が口頭で聴取内容を課内共有したため聴取記録文書を作成しておらず、公文書は存在しないという実施機関の説明は、妥当性を欠くとは認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榎本 久実	税理士	